

伊賀・山城南・東大和定住自立圏推進協議会規約の一部改正（案） 新旧対照表

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>○伊賀・山城南・東大和定住自立圏推進協議会規約</p> <p>第1条～第2条 省略<br/>（連携市町村）</p> <p>第3条 協議会は、伊賀市、笠置町、南山城村、<u>山添村及び名張市</u>をもって構成する。</p> <p>第4条～第8条 省略<br/>（幹事会）</p> <p>第9条 協議会に幹事会を置く。<br/>2 幹事会は、協議会提案事項その他の協議及び調整を行う。<br/>3 幹事会は、<u>連携市町村の広域行政主管担当部局の者</u>をもって構成する。<br/>4 幹事会に幹事長を置き、伊賀市広域行政主管部長がこれにあたる。<br/>5 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。</p> <p>第10条～第12条 省略</p> <p>附 則<br/>この規約は、平成28年6月16日から施行する。<br/>附 則<br/>この規約は、平成31年4月23日から施行する。<br/>附 則<br/>この規約は、令和元年10月8日から施行する。<br/>附 則<br/>この規約は、令和5年5月25日から施行する。<br/>附 則<br/><u>この規約は、令和6年●月●日から施行する。</u></p> | <p>○伊賀・山城南・東大和定住自立圏推進協議会規約</p> <p>第1条～第2条 省略<br/>（連携市町村）</p> <p>第3条 協議会は、伊賀市、笠置町、南山城村及び<u>山添村</u>をもって構成する。</p> <p>第4条～第8条 省略<br/>（幹事会）</p> <p>第9条 協議会に幹事会を置く。<br/>2 幹事会は、協議会提案事項その他の協議及び調整を行う。<br/>3 幹事会は、<u>連携市町村の広域行政主管部課長の職にある者</u>をもって構成する。<br/>4 幹事会に幹事長を置き、伊賀市広域行政主管部長がこれにあたる。<br/>5 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。</p> <p>第10条～第12条 省略</p> <p>附 則<br/>この規約は、平成28年6月16日から施行する。<br/>附 則<br/>この規約は、平成31年4月23日から施行する。<br/>附 則<br/>この規約は、令和元年10月8日から施行する。<br/>附 則<br/>この規約は、令和5年5月25日から施行する。</p> |